

|         |   |      |
|---------|---|------|
| ○二〇七・三三 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 肝臓</li> <li>二 その他のもの</li> </ul> <p>あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの</p>            | 無税   |
| ○二〇七・三三 | <ul style="list-style-type: none"> <li>分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</li> <li>二 その他のもの</li> </ul>               | 四・八% |
| ○二〇七・三四 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 あひるのもの</li> <li>二 その他のもの</li> </ul> <p>脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> | 四・八% |
| ○二〇七・三五 | <ul style="list-style-type: none"> <li>その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</li> <li>二 その他のもの</li> </ul>                 | 四・八% |
| ○二〇七・三六 | <ul style="list-style-type: none"> <li>その他のもの（冷凍したものに限る。）</li> </ul>  | 無税   |

|                         |  |                           |    |
|-------------------------|--|---------------------------|----|
| 〇二・〇九                   | 一 肝臓<br>二 その他のもの<br>(一) あひるのもの<br>(二) その他のもの                                     | 無税<br>四・八%<br>四・八%        |    |
| 〇二〇九・〇〇                 | 家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。） | 三%                        |    |
| 別表第二第〇四一〇・〇〇号を次のように改める。 | 〇四一〇・〇〇  | 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。） | 無税 |
|                         | 一 あなつばめの巢  | 無税                        |    |
|                         | 二 その他のもの   | 四・五%                      |    |

別表第二第〇六・〇四項の次に次の二項を加える。

|                       |  |      |
|-----------------------|--|------|
| 〇七・〇一                 | ばれいしよ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）                                 |      |
| 〇七〇一・一〇               | 種ばれいしよ   | 無税   |
| 〇七・〇五                 | レタス（ラクトウカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム<br>属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） |      |
|                       | チコリー   |      |
| 〇七〇五・二一               | ウイットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種<br>フォリオスム）                    | 一・五% |
| 〇七〇五・二九               | その他のもの   | 一・五% |
| 別表第二第〇七・〇九項を次のように改める。 |  |      |
| 〇七・〇九                 | その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）                                |      |
| 〇七〇九・一〇               | アーティチョーク   | 一・五% |
|                       | きのこ及びトリフ   |      |
| 〇七〇九・五二               | トリフ  | 無税   |

〇七〇九・五九

その他のものうち

まつたけ

無税

別表第二第〇七・〇九項の次に次の一項を加える。

〇七・一一

一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）

〇七一一・二〇

オリーブ

四・五%

〇七一一・三〇

ケーパー

七・五%

別表第二第〇七・一二項の次に次の一項を加える。

〇七・一三

乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）

〇七二三・一〇

えんどう（ピスム・サティヴム）

|         |   |      |
|---------|---|------|
| 〇七二三・三九 | <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 播種用のもの (野菜栽培用のものに限る。) である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 播種用のもの (野菜栽培用のものに限る。) である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> | 三%   |
| 〇七二三・三三 | <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 播種用のもの (野菜栽培用のものに限る。) である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>ささげ属又はいんげんまめ属の豆</p> <p>いんげん豆 (ファセオルス・ウルガリス)</p>                        | 四・三% |
| 〇七二三・二〇 | <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 播種用のもの (野菜栽培用のものに限る。) である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>ひよこ豆</p>   | 三%   |

|  |         |   |      |
|--|---------|---|------|
| 〇七二三・四〇  | ひら豆     | る旨が政令で定めるところにより証明されたもの  | 三%   |
| 二 その他のもの   | 〇七二三・五〇 | そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）  | 四・三% |
| 二 その他のもの   | 〇七二三・九〇 | <p>（一）<sup>は</sup>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>（二）<sup>は</sup>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> | 三%   |
| <p>（一）<sup>は</sup>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> | 三%      |   |      |

別表第二第〇八・〇二項を次のように改める。

○八・〇二

その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、  
穀又は皮を除いてあるかないかを問わない。）

アーモンド

○八〇二・一一

殻付きのもの

二 スイートアーモンド

無税

○八〇二・一二

殻を除いたもの

二 スイートアーモンド

無税

ヘーゼルナット（コリユルス属のもの）

○八〇二・二一

殻付きのもの

無税

○八〇二・二二

殻を除いたもの

無税

○八〇二・九〇

その他のもの

二 マカダミアナット

二・五%

三 ペカン

無税

別表第二第〇八〇四・二〇号及び第〇八〇四・四〇号を次のように改める。

|         |      |    |
|---------|------|----|
| 〇八〇四・二〇 | いちじく | 三% |
| 〇八〇四・四〇 | アボカド | 無税 |

別表第二第〇八・〇四項の次に次の二項を加える。

|         |                              |    |
|---------|------------------------------|----|
| 〇八・〇六   | ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）       | 無税 |
| 〇八〇六・二〇 | 乾燥したもの                       | 無税 |
| 〇八・〇七   | パイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。） |    |
| 〇八〇七・二〇 | パイヤ                          | 無税 |

別表第二第〇八・一〇項中

「〇八・一〇  
 その他の果実（生鮮のものに限る。）」  
 を

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 「〇八・一〇<br>その他の果実（生鮮のものに限る。）」 |  |
|------------------------------|--|



別表第二第〇八・一一項を次のように改める。

|         |  |    |
|---------|--|----|
| 〇八一〇・二〇 | ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー   | 三% |
| 〇八一〇・三〇 | ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー                                     | 三% |
| 〇八一〇・四〇 | 克蘭ベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実   | 三% |
| 〇八・一一   | 冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） |    |
| 〇八一・二〇  | ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント                   |    |

に改める。

〇八一・九〇

及びグーズベリー

一 砂糖を加えたもの

二 その他のもの

その他のもの

一 砂糖を加えたもの

(二) ベリー

(三) サワーチェリー

(五) その他のものうち

パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリア  
ン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、  
ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェ  
リモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー  
、カスターアップル、パッションフルーツ、ラン

四・八%

三%

四・八%

六・九%